

学校法人札幌慈恵学園札幌新陽高等学校女子硬式野球部  
生徒負傷事故調査報告書

札幌新陽高等学校女子硬式野球部生徒負傷事故に関する第三者委員会

令和5年12月

## ～目次～

1	はじめに	1 頁
2	女子硬式野球部生徒負傷事故に関する調査委員会について	1 頁
3	本件事故の発生状況・態様	2 頁
	(1) 本件事故の概要	2 頁
	(2) 本件事故現場の現地調査結果	3 頁
	(3) 練習場所の変更	1 1 頁
	(4) 本件事故の発生状況	1 1 頁
	(5) 女子野球部の顧問情報	1 2 頁
	(6) 女子野球部月別活動計画	1 3 頁
	(7) 新陽高校の安全管理体制	1 4 頁
4	本件ケージの転倒理由	1 6 頁
5	調査結果に基づく事故発生原因及びその検証	1 6 頁
	(1) 本件ケージの危険性に対する認識の不足及び情報共有の欠如	1 7 頁
	(2) 顧問による安全管理の不足	1 7 頁
	(3) 新陽高校の安全管理体制の問題	1 8 頁
	(4) ケージ製造業者及び販売業者の対応の問題	1 9 頁
6	再発防止に向けた提言	1 9 頁
	(1) 新陽高校に対して	1 9 頁
	① 当該女子野球部による旧式の重い鉄製衝立型ケージの当面の使用禁止	
	② 生徒への安全指導	
	③ 顧問の役割分担・責任の範囲の明確化とその実効性担保	
	④ 安全管理体制の徹底	
	⑤ 顧問の地位の安定	
	⑥ ケージの点検・整備の促進	
	(2) 高校野球を統括する連盟ないし団体に向けて	2 1 頁
	① 事故危険情報の共有の徹底	
	② 現在管理下にあるケージの安全性に関する点検・整備の促進	
	③ 危険の少ないケージの購入推進、鉄製衝立型ケージへアタッチメント の取付促進	
	(3) ケージの製造業者、販売業者に向けて	2 1 頁
	① ケージの取扱説明書の内容改善と交付の徹底	
	② ケージの形が一直線にならないような仕組みの構築	
7	おわりに	2 2 頁

## 1 はじめに

本報告書は、令和5年5月6日に発生した札幌新陽高等学校（以下、「新陽高校」という。なお、文脈によって単に「学校」という場合もある。）の移動式バッティングケージ（以下、単に「ケージ」といい、転倒したケージを「本件ケージ」という。）転倒事故（以下、「本件事故」という。）について、本件事故の原因の調査及び今後の再発防止に関する提言を行うために設置された「札幌新陽高等学校女子硬式野球部生徒負傷事故に関する第三者委員会」（以下、「調査委員会」という。）の調査結果及び提言を取りまとめたものである。

## 2 女子硬式野球部生徒負傷事故に関する調査委員会について

### (1) 設置目的

調査委員会は、本件事故の原因及び今後の再発防止に関する提言を行うことを目的としている。

調査委員会の各委員は中立的な立場から議論を重ね、調査、提言の公平性を確保している。なお、責任追及や処罰等を目的としたものではない。

### (2) 調査委員会委員

	氏名	役職名
委員長	林 菜つみ	札幌弁護士会所属弁護士
副委員長	川村 明伸	札幌弁護士会所属弁護士
委員	林 正憲	教育研究者 前北海道高等学校長協会会長
委員	松田 敏一	団体役員 元北海道新聞社常勤監査役 元道新スポーツ代表取締役社長
委員	島田 修	会社役員 J R北海道代表取締役会長
委員	武田 丈太郎	北海道教育大学岩見沢校准教授
補助委員	小川 耕平	札幌弁護士会所属弁護士

### (3) 開催日と場所

- 第1回：令和5年 5月19日（金） 新陽高校多目的ルーム
- 第2回：令和5年 6月21日（水） 札幌ガーデンパレス5階「はまなすの間」
- 第3回：令和5年 8月 3日（木） 札幌ガーデンパレス5階「あやめの間」
- 第4回：令和5年 9月 6日（水） 札幌ガーデンパレス5階「すずらんの間」
- 第5回：令和5年10月23日（月） 札幌ガーデンパレス5階「あやめの間」
- 第6回：令和5年11月15日（水） 札幌ガーデンパレス5階「すずらんの間」

### (4) 調査方法

本件事故発生時の状況等について、新陽高校関係者（教頭、顧問）及び生徒（女子野球部員）から事実関係を確認するとともに、本件事故現場の状況を見分し、調査を行った。新陽高校関係者及び生徒への事情聴取並びに本件事故現場の現地調査の実施状況は以下のとおりである。

実施日	調査内容	調査者
令和5年5月26日	本件事故現場の現地調査	林菜つみ委員長 川村副委員長 林正憲委員 小川耕平補助委員
同年6月5日	本件事故当時、本件ケージを運んでいた生徒5名のうち、2名の生徒に対する事情聴取	林菜つみ委員長 川村明伸副委員長 小川耕平補助委員
同年6月9日	本件事故当時、現場にいた顧問3名及び運んでいる本件ケージの後ろにいた生徒2名に対する事情聴取	林菜つみ委員長 川村明伸副委員長 小川耕平補助委員
同年6月14日	本件事故当時、本件ケージを運んでいた生徒5名のうち、1名の生徒に対する事情聴取	林菜つみ委員長 川村明伸副委員長 小川耕平補助委員
同年8月3日	新陽高校の安全管理体制につき、同校教頭に対する事情聴取	調査委員会
同年9月1日	本件事故当時、現場にいた顧問1名に対する再事情聴取	林菜つみ委員長 川村明伸副委員長 林正憲委員 小川耕平補助委員
同年9月21日	札幌大学関係者に対する事情聴取に代わる文書照会 ※同年10月19日、札幌大学より回答を控える旨の回答があった。	調査委員会
同年11月6日	新陽高校に対する文書照会 ※同年11月9日に回答があった。	調査委員会

### 3 本件事故の発生状況・態様

#### (1) 本件事故の概要

令和5年5月6日（土）午前9時30分頃、札幌大学野球場において、札幌新陽高等学校女子硬式野球部（以下、「女子野球部」という。）がバッティング練習の準備をするため、部員5名でケージを運んでいたところ、本件ケージの形が崩れ、転倒した。

この転倒の際、本件ケージを運んでいた生徒1名（以下、「当該生徒」という。）が下敷きになり、本件ケージのフレーム部分が頭部を直撃した。すぐに女子野球部の顧問3名や他の生徒が駆けつけ、本件ケージから当該生徒を助け出し、救急車を手配した。

当該生徒は、札幌市内の病院に救急搬送されたが、意識不明の重体となった。

## (2) 本件事故現場の現地調査結果

### ア 札幌大学野球場の航空写真



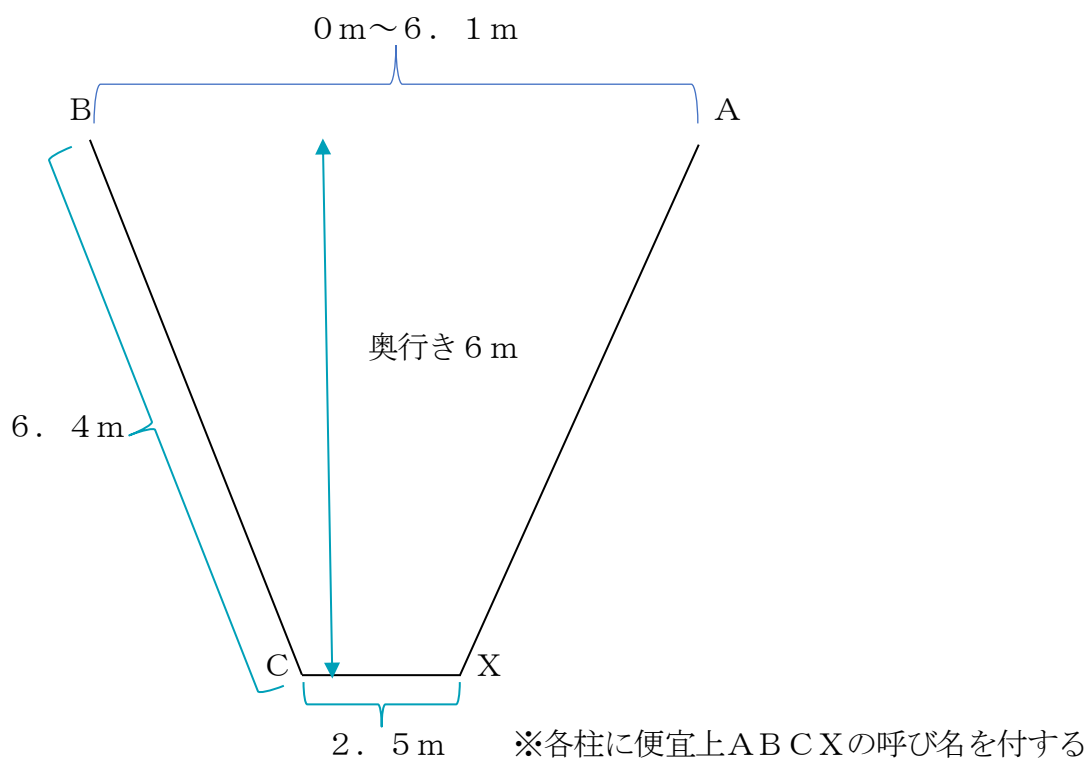


- ▲地点・・・運ぶ前に本件ケージが置かれていた場所
- 地点・・・本件ケージが倒れた場所

イ 本件事故当時、生徒らが運ぶ前の本件ケージの保管状況



ウ 本件ケージの長さ



(7) C X柱間の長さ



(1) X A柱間





(ウ) A B柱間（最大値まで広げた状態）



エ 本件ケージの高さ（2.8m）



オ 本件ケージの重さ

警察からの情報提供によると500キログラム以上とのことであったが、札幌大学から照会への回答が得られなかったため、重さの詳細は不明である。

カ 本件ケージの車輪の状態（※現地調査当時の状態）

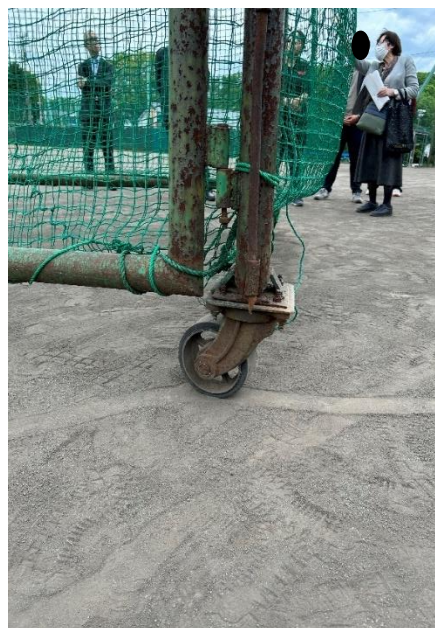
(ア) X柱の車輪



錆は目立つものの、車輪自体に異常はなかった。車輪の方向を変える際、ある程度の力はあるものの、進行方向に車輪を合わせた後は、円滑に進んだ。

ただ、本件事故当時の湿ったグラウンドの状態では検証できなかったため、本件事故当時の車輪の状態は不明である。

(イ) C柱の車輪



X柱と同様、錆びは目立つものの、車輪自体に異常はなかった。

ただ、本件事故当時の湿ったグラウンドの状態では検証できなかったため、本件事故当時の車輪の状態は不明である。

キ 本件事故当時の各顧問の立ち位置の再現状況

(7) 航空写真から見た各顧問の立ち位置



●地点：撮影場所

①地点：顧問①の立ち位置

②地点：顧問②の立ち位置

③地点：顧問③の立ち位置

(イ) 顧問①



(ウ) 顧問②及び顧問③



### (3) 練習場所の変更

女子野球部では練習を普段はニッセンレンエスコート真駒内球場のグラウンドを使用していた。年度当初の4月は積雪のため学校のグラウンドで練習することが主だったが、冬季の積雪もなくなり5月6日からは本格的にニッセンレンエスコート真駒内球場で練習を開始する予定であった。ところが、4月下旬頃、他の団体から5月6日に同グラウンドを使用したいとの打診が顧問①に対してあった。同グラウンドはあくまでニッセンレンエスコートが所有管理するもので女子野球部も借りている立場であって顧問①に同グラウンドを誰が借りるのかを決める権限はないことから、顧問①は打診に対してニッセンレンエスコートに申し込んでほしい旨の回答をした。

顧問①は、このやり取りを失念していたが、同月5日の練習後翌日の練習場所のことに考えが及んだ際に思い出し、同日午後1時頃、同グラウンドを翌日の練習で使用できるかニッセンレンエスコートに確認したところ、使用できないことが判明した。そこで、顧問①は新陽高校と提携関係にある札幌大学の野球場の利用を思い立ち、知人である同大学の関係者に連絡を取り、同大学野球場の利用を申し込んだ。同日午後1時43分頃、同関係者から承諾の回答を得た。

上記経緯で同月6日の練習場所は当初予定していたニッセンレンエスコート真駒内球場のグラウンドから同大学野球場に変更となった。女子野球部が練習（試合も含めて）で同大学野球場を使用するのは同日（本件事故当日）が初めてであった。

### (4) 本件事故の発生状況

下表は本件事故当日の時系列をまとめたものである。

時刻	状況
8:30	顧問3名、外部コーチ2名、部員15名が、札幌大学野球場に集合する。
8:45～ 9:30	9:00から練習開始予定であったが、前日雨で、当日も霧雨が降っていたこともあり、グラウンドは相当湿っており、水たまりもできていたため、水抜き作業をする。当該生徒は、しゃがんだ姿勢でグラウンドに残っている水をスポンジで吸い取ってバケツに入れる作業をしていた。
9:30頃	水抜き作業を終了し、バッティング練習に必要な機材を運んだり、本件ケージを運んだりなど準備に移る。準備では、特に誰かが指示をしたわけでもなく、各生徒がそれぞれ自発的に動いていた。 本件ケージを運ぶ際、Cの柱（ABCXの記号と柱の対応関係は5ページ下部の図参照）の車輪の軸が動かなかったため、Cの柱に生徒2名が配置について押すことになった。当該生徒は、Xの柱を持って運ぶことになった。

~9:34 頃	<p>顧問①はグラウンド外で準備状況を全体的に観察しながら、球場管理者とマシンの使用方法等について話しており、顧問②、顧問③は内野の水たまりの水抜きをしていたほか、外部コーチ2名もグラウンド内にはいなかった。</p> <p>生徒らが本件ケージを運び始める。当時、A B Xの各柱に各1名、Cの柱に2名の生徒が配置についていた。Cの柱に2名ついたのは、上記のとおり、当時、C地点の車輪の軸が回転しなかったため、運びづらかったからである。</p> <p>本件ケージを運んでいる際の声掛けをしていた生徒はCの柱を押していた2名のうち1名のみで、当該生徒を含む4名は特に声掛けをしていなかった。運び始めて数分後、コの字型が崩れだし、顧問①がこれに気づき、「危ない逃げて」と叫んだが間に合わず本件ケージが一直線になり、ホームベース側に倒れ、Xの柱を引いていた当該生徒がケージの下敷きになった。すぐに顧問らと生徒らでケージを動かして救助し、顧問①が救急車を要請した。</p>
9:40	顧問①が教頭に本件事故発生の報告をした。
9:49	現場に救急車が到着し、当該生徒とともに、顧問③が同乗する。また、救急隊から通報を受けた警察官2名も到着した。
10:00	札幌市内の病院に到着

## (5) 女子野球部の顧問情報

### ア 創部以降の体制

平成29年度	北海道内の高等学校初の女子野球部として創部。 監督1名、コーチ1名体制で、顧問①は当時コーチに着任した。 なお、顧問②、顧問③は、後述のとおり令和5年4月よりそれぞれ部長・コーチに着任した。
平成30 ~令和2年度	創部当時の監督1名、コーチ(顧問①)1名体制、外部コーチ2名で、部活動を行う。
令和3、4年度	監督(顧問①)1名、外部コーチ3名体制になる。
令和5年度	監督(顧問①)1名、部長(顧問②)1名、コーチ(顧問③)、外部コーチ2名体制になる。

### イ 顧問の競技歴

#### ・顧問①

中学校から高校までの6年間はソフトボールに、大学4年間は軟式野球に従事する。

#### ・顧問②

小学校低学年から現在に至るまで20年以上、硬式野球に従事する。

・顧問③

小学校低学年から大学までの10年以上、硬式野球に従事する。

高校時代の野球部顧問は安全指導について厳格であったこと及び大学で学んだことにより学校体育、部活動の場面での安全管理について造詣が深い。

(6) 女子野球部月別活動計画

日付	曜日	開始時間	終了時間	時間数	場所	備考
4/8	土	9:00	12:00	3:00	新陽高校	
4/9	日	9:00	12:00	3:00	新陽高校	
4/10	月					休み
4/11	火	16:00	18:30	2:30	新陽高校	
4/12	水					休み
4/13	木	16:00	18:30	2:30	新陽高校	
4/14	金	16:00	18:30	2:30	新陽高校	
4/15	土					休み
4/16	日	9:00	12:00	3:00	新陽高校	
4/17	月	16:00	18:30	2:30	新陽高校	
4/18	火					休み
4/19	水	16:00	18:30	2:30	新陽高校	
4/20	木	16:00	18:30	2:30	新陽高校	
4/21	金					移動日
4/22	土	9:00	18:00	9:00	新潟	
4/23	日	9:00	18:00	9:00	新潟	
4/24	月	16:00	18:30	2:30	新陽高校	
4/25	火	16:00	18:30	2:30	新陽高校	
4/26	水					休み
4/27	木	16:00	18:30	2:30	新陽高校	
4/28	金					休み
4/29	土	8:00	17:00	9:00	栗山高校球場	ポニーリーグ
4/30	日	8:00	17:00	9:00	麻生球場	ポニーリーグ
5/1	月	16:00	18:30	2:30	新陽高校	
5/2	火	16:00	18:30	2:30	新陽高校	
5/3	水	9:00	12:00	3:00	旭川明成高校	練習試合
5/4	木	9:00	12:00	3:00	旭川明成高校	練習試合
5/5	金	8:00	15:00	7:00	野幌運動公園	ポニーリーグ

5/6	土	9:00	12:00	3:00	ニッセンレンエスコート真駒内球場	
5/7	日	9:00	12:00	3:00	白石シニア球場	練習試合
5/8	月	16:00	18:30	2:30	新陽高校	

※上記は計画であり、実際は4/8は札幌スタジアムにて練習試合、4/27はニッセンレンエスコート真駒内球場で練習、4/29は同球場で練習試合を行い、5/2は休みであった。また、5/6は練習場所が札幌大学野球場に変更となり本件事故が起きた。5/7,8は練習を中止した。

## (7) 新陽高校の安全管理体制

### ア 部活動の方針

新陽高校では、文部科学省スポーツ庁、北海道教育委員会から示されたモデルに即した形で、「札幌新陽高等学校部活動の方針」を策定している。一部内容を抜粋する。

#### (ア) 適切な運営のための体制整備

- ・校長は、各部活顧問に対し、年間の活動計画（活動日時、場所、休養日及び大会参加日等）の作成・提出を求める。
- ・校長は、各部活動の年間の活動計画、毎月の活動計画及び活動実績等を基に、教師や生徒の負担が過度にならないよう、持続可能な運営体制が整えられているか等の観点から、必要に応じて指導・是正を行う。
- ・校長は、生徒指導の視点に立った部活動運営に努めるとともに、部活動を顧問任せにせず、学校全体に開かれたものとするよう、部活動の活動状況や生徒の状況等を交流する場（部活動顧問会議等）を定期的に設ける。

#### (イ) 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進

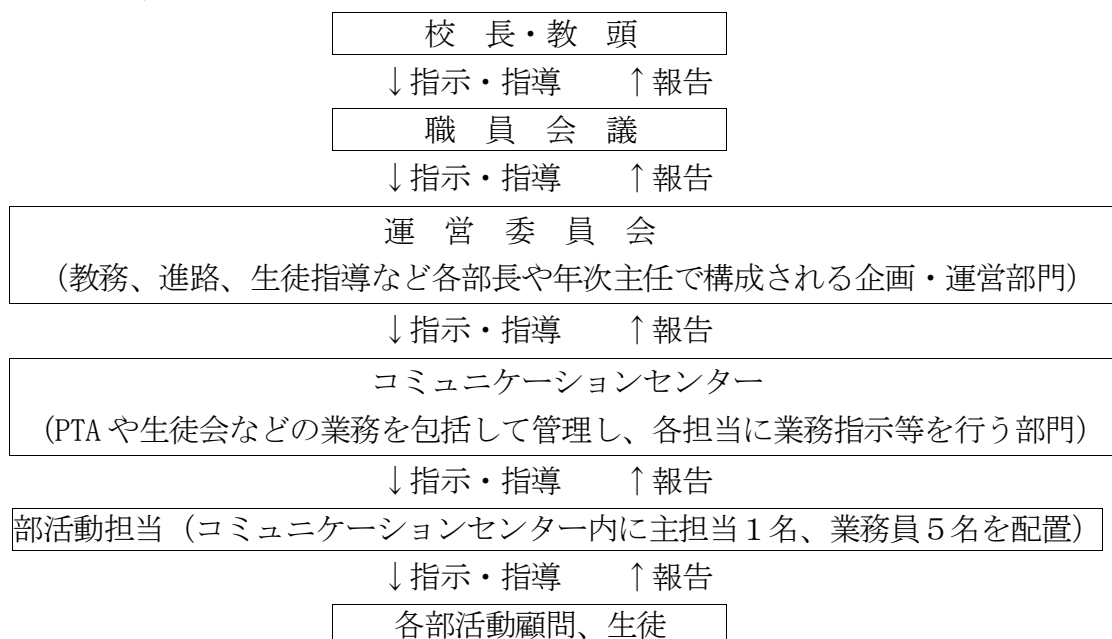
- ・校長及び運動部顧問は、部活動の実施にあたっては、生徒の体調変化や気象条件などの環境変化に十分注意するとともに、文部科学省が平成25年5月に作成した「運動部活動での指導のガイドライン」に則り、・・・、事故防止（活動場所における施設、整備の点検や活動における安全対策等）・・・を徹底する。

#### (ウ) 適切な休養日等の設定

- ・学期中は週当たり2日以上休養日を設ける（平日に少なくとも1日、土・日は少なくとも1日以上を休養日とする。週末又は祝日に大会参加等で活動した場合は、休養日は他の日に振り替える。）。また、道民家庭の日（毎月第3日曜日）は、可能な限り休養日とするよう努める。休養日には学校で行う朝練習や自主練習も行わない。



## イ 部活動の管理体制



## ウ 部活動に関連する情報の管理・共有

- ・部活動でのヒヤリハットなどは、グーグルチャットシステムを用いて把握・共有している。
- ・部活動については、年度初めに活動計画表を提出し、月ごとに1か月ごとの最新の活動計画を提出することとしており、変更があった場合は実績に合わせて変更して上書きし、変更ログが残る仕組みになっている。
- ・学内の活動については、教頭が最終退校時に活動終了を確認している。学外については、顧問の外勤時間の管理、顧問間での声の掛け合いにより、時間管理を行っている。

## エ 女子野球部の顧問の地位

- 令和3年度から令和4年度まで、女子野球部の顧問は1名体制であった。そのため、野球技術指導以外の練習場所へのバスでの送迎、寮に住んでいる部員の生活面のサポート（病気になった際の対応）等の管理業務も一身に担っていた。そのため、普段の練習中にけが人が出た場合の対応もままならず、遠征に行くにも帯同を探すことすら自身で行う必要があった。学校には安全管理も行える部活動指導員を設置する制度もあるが女子野球部には配置されておらず、同部には技術指導やフィジカルトレーニングをサポートする外部コーチ2名が配置されているだけの状況であった。
- 雇用形態も1年の有期雇用であり、不安定なものであった。女子野球部設立当初は、学校側は、女子野球部について、強豪となって学校の知名度向上へ役立てることを望んでいたが、令和3年度を最後に全ての部活動に係る方針を転換して拡充しないこととし、入学生の部活動特待も廃止した。もっとも、この方針転換

が顧問に明確に伝えておらず、そのため強豪となることを目指して入学入部してきた生徒及びその保護者と学校との間の温度差を埋めるべく、一人で女子野球部の生徒らのために尽力する構図となっていた。

顧問①は有名監督のもとでコーチとして学んだり、女子野球部の舎監を務めたり、女子野球部の遠征等でバスを運転する目的で大型免許を取得するなどをしてきた経緯からここ最近の学校側のサポートのなさへの不満を管理職に伝えている状況にあった。

#### 4 本件ケージの転倒理由

本件ケージを運んでいた生徒の一部からは本件事故当時の状況について事情聴取ができていない。聴取できた関係者からの聴取結果を総合しても、最終的に本件ケージが一直線になってしまった原因を特定はできなかった。

判明したのは、何らかの原因でX柱の動きが他の柱より相対的に遅かったためコの字型が崩れ、一直線となって倒れたという事実までである。

グラウンドは水抜き作業を行った直後で湿っていたので、X柱下車輪がぬかるみにはまった可能性があるが、断定できるほどの証拠が認められない。

なお、現地調査時にはC柱下車輪の動きに制約は認められず、調査に立ち会った札幌大学の職員は本件事故時から何も手を加えていない旨説明していたが、聴取した生徒らによる車輪の動きの制約についての説明は具体的で体験時の気持ちも迫真性があり、当該説明の信用性が高い。また、マスコミ報道において顔を隠してではあるが同大学関係者が「さび付いていたりして車輪も動かないので」と供述している。こうしたことから、C柱下車輪の動きに制約があったものと認められる。ただ、X柱の動きの停滞が転倒の原因と認められるので、C柱下車輪の動きに制約があったとしても直接の原因ではなく、間接的なものにとどまる。

また、本件事故当日札幌市では最大風速14.7mのやや強い風が吹いていたとの報道があるが、本件ケージの重量かつ網が張ってあって風を通す構造であることに加え、事故現場に居た者で誰一人風が強かったと説明する者がおらず、実際に本件ケージを移動させていた生徒らが理由はともかく本件ケージが一直線になってしまった旨説明していることから風の影響で倒れたものではないと認められる。

#### 5 調査結果に基づく事故発生原因及びその検証

##### はじめに

上記4で述べたとおり、本件ケージが一直線となって倒れたことは認められるものの一直線となってしまった原因については特定ができていない。そのため厳密な意味での本件事故の原因（結果と具体的因果関係のある行為）を特定することは困難と言わざるを得ない。もっとも、調査委員会の調査方法・手段には限界があり、またその究極の目的は

責任の追及ではなく再発防止策の提言なのであるから厳密な意味での原因を究明できなくともやむを得ないと思われる。

そこで、本報告書では、本件事故の発生に影響を及ぼしたと認められる要因を指摘することとしたい。

#### (1) 本件ケージの危険性に対する認識の不足及び情報共有の欠如

- ① 本件ケージを運んでいた生徒3名のほか合計5名の生徒からの事情聴取の結果、生徒らはいつの時点かで先輩から伝承的にケージの運び方（コの字型で移動させる）の指導を受けている認識があるにとどまり、顧問から正式に指導を受けたとの認識がない。また、重いケージが転倒した場合の危険性について具体的には認識していなかった。顧問にしても、過去のケージ転倒事故やケージその他備品が人の生命・身体に害を与える危険性あること自体は認識していたが、そのことを生徒らに指導することをしていなかった。このように、顧問側・生徒側に、ケージが取扱いによっては人の生命・身体に害を及ぼす危険があることの認識が不十分であった。
- ② 令和4年秋、長崎で、ケージが転倒し、高校1年生の男子生徒が下敷きになって首の骨を折る重傷を負っているところ（原因は強風が疑われている）、札幌の学生野球連盟の理事会で、長崎の事故を取り上げて協議や情報共有がなされた事実は確認できなかった。新陽高校の認識としても同連盟その他高校野球部を統括する連盟ないし団体等から上記事故についての情報共有はなされていない。

#### (2) 顧問による安全管理の不足

- ① ケージは屋外で使用されるものであり、保管も屋外でなされることが多い。また、頻繁に買い換えられるものでもない。錆等による経年劣化は避けられず、ケージを管理する学校その他団体としては、定期的（少なくとも年1回）にケージの安全性に不備がないか点検及び整備をしてしかるべきだが、点検整備状況について管理者に照会したが回答を得られていないため、本件ケージの管理者において点検整備が行われていたかどうかは不明である。いずれにせよ、顧問は、自ら管理するグラウンドではない場所において練習等の部活動を行う場合、顧問は当該場所（器具を含む）の安全点検が必要であるところ、本件ではピッチングマシンについては点検や使用方法の引継が行われたが、ケージについては安全点検が行われていなかった。
- ② 顧問は生徒の自主性尊重の観点から練習計画や練習の準備を生徒らの判断に委ねており、本件事故当日についても同様であった。しかし、自らの管理するグラウンド等とは別の場所において練習等の部活動を行う場合、顧問は当該場所（器具を含む）の安全点検を行うだけではなく、顧問としては、生徒らが検討した練習計画や練習の準備（手順やどの備品を使用するかなど）を事前に把握し、その時の生徒らの状況を踏まえて指導及び最終決定を行うべきであった。特に、女子野球部が初めて使用するグラウンドで発生したものであり、生徒はもちろん、顧問らも同グラウンドの備品を使用するのが初めてなのだから、使用器具について顧問らが責任をも

って決定する必要があった。同グラウンドには本件ケージの他に倒れにくい蛇腹型のケージも存したので同ケージを使用するよう指示すべきであったところ漫然と生徒任せにして本件ケージを使用する結果となった。

- ③ 本件ケージを運んでいたのは生徒らのみであった。顧問①は、生徒らが本件ケージを運び始めるのを見ていたのであるから、セカンドベース付近で水抜きをしている顧問②もしくは顧問③に対して、本件ケージと一緒に運ぶ、または、そばで付き添って声掛けをするよう指示していれば本件事故を防ぐことができた可能性がある。顧問②・顧問③についても生徒らがケージを運び出したことを認識していたのであるから、どちらかがケージ運びを手伝うか他方へ手伝うように指示する（一緒に手伝おうと誘うことを含む）ことでも同様である。いずれの対応もなされなかった。

### (3) 新陽高校の安全管理体制の問題

- ① 上記(2)③のとおり顧問らは漫然と生徒らに本件ケージを運ばせており、相互に対応の指示を出し合うことがなかった。顧問三者間に上下関係はなく、また役割分担も存していなかったことが相互に指示をすることがなかったことに繋がっていると考えられる。学校としては、顧問を3人体制にした以上、各顧問の役割・責任の所在（特に安全管理面の責任者は誰であるか）について顧問間で協議させるだけでなく、最終的に学校側で各顧問の役割・責任者を決定すべきであった。特に顧問③は安全指導について知識を有しており、同人を安全指導面での責任者としていけば、年齢や顧問になったばかりから来る遠慮で口出しをせずに水抜きをしていた状況は変えられた可能性がある。
- ② 新陽高校は、「札幌新陽高等学校部活動の方針」の中で、顧問に過度な負担とならないように必要に応じて指導・是正を行うほか、部活動を顧問任せにしないよう努める旨部活動の方針としている（上記3(7)ア参照）にもかかわらず、少なくとも顧問①が監督になって以降、顧問①に技術指導のほか、生徒の送迎、練習場所の確保その他マネジメント業務の全てを任せていた。安全管理のための方針を掲げているにもかかわらず、実体の伴わない形骸化した方針となっていた。顧問①に余裕があれば、または、他の顧問がマネジメントを担当していれば、練習場所の変更がより早期から顧問間で認識でき事前にグラウンド視察を行い、練習計画（使用器具の選定含む）を顧問が立てることで本件事故を防ぐことができた可能性がある。
- ③ 上記(1)のとおり、顧問・生徒双方がケージ転倒の具体的危険性について認識を欠いていた。新陽高校としては、グーグルチャットシステムを利用して、部活動におけるヒヤリハットを把握・共有する仕組みを作ってはいたが、実際には各部活動におけるヒヤリハットの情報共有はなかったとのことである。すなわち、仕組みは形骸化していた。
- ④ 学校側では、各部活の練習計画その他活動スケジュールを把握できる仕組みを構築している。令和5年度も顧問らが作成したスケジュールを学校側は把握していた。

上記3(6)によると、4月8日から本件事故発生日までの間(29日間)の休みは、移動日を含めても7日で、4月29日以降毎日練習や試合を行っている。4月21日～23日は、飛行機で新潟まで移動しているほか、29日、30日は試合のための移動・試合、5月3日、4日も旭川まで移動・試合(宿泊せず、一旦札幌に戻って翌日また旭川というハードスケジュール)といったように、顧問や部員らには身体に相当程度の疲労があった可能性もある。新陽高校で策定した「札幌新陽高等学校部活動の方針」では、「学期中は週当たり2日以上(平日に少なくとも1日、土・日は少なくとも1日以上)を休養日とする。週末又は祝日に大会参加等で活動した場合は、休養日は他の日に振り替える。)。また、道民家庭の日(毎月第3日曜日)は、可能な限り休養日とするよう努める。」としているのであるから、学校側は、顧問らに対し、顧問自身及び生徒らの状況を確認するとともに、方針に従って休養日を設定するよう検討すべき旨の指示・指導をすべきであったところ、このような対応をしていない。5月6日の練習をさせず休養日としていれば結果として本件事故は防ぐことができた。

#### (4) ケージ製造業者及び販売業者の対応の問題

- ① ケージ製造業者作成の取扱説明書では、使用上の注意、保守管理上の注意を一応は記載してはいるものの、ケージの重さ、ケージが転倒するおそれがあること、転倒しないためにはコの字を維持して運ぶ必要があること、転倒した場合死亡事故又は重傷事故につながるなどについての記載がなかった。また、説明書によっては、安全管理のため、使用者に対して1年に1度、安全性に不備がないか点検・整備を促すような記載がなされていなかった。

販売業者はケージの買主に対して取扱説明書を交付してないことがあることも調査から判明した。

- ② 既に容易には転倒しない蛇腹型(ドーム型)のケージが製造販売されているが、並行して従来の衝立型のケージ(本件ケージはこの衝立型)の製造販売も続いている。衝立型でもアルミ製のもの(販売されているものの重量は200キログラムに満たない)であれば転倒しても重大事故にはならないであろうが、鉄製のケージは重たく本件ケージは500キログラムを超えており、倒れると重大事故につながる。構造上、衝立が一直線の一枚の板になることが可能であるため転倒事故が生じる。

## 6 再発防止に向けた提言

### (1) 新陽高校に対して

#### ① 当該女子野球部による旧式の重い鉄製衝立型ケージの当面の使用禁止

当面、当該女子野球部では旧式の重い鉄製衝立型ケージ(目安として300キログラムを超えるもの。)の使用を禁止すべきである(重さは見た目では判断できないので、1つの柱を片手で動かさないなら使用を控えることを提案する。)。新陽高校で所有

するケージは衝立型であるものの160キログラムのもので傷害事故発生の危険は非常に低いため使用を継続して問題ないが、新陽高校及びニッセンレンエスコート真駒内球場以外の練習場所に旧式の重い鉄製衝立型ケージがある場合には使用そのものを行わないこととすべきである。

## ② 生徒への安全指導

生徒らのケージに対する危険性の認識不足を解消するため、新陽高校及び顧問としては、キャプテン、副キャプテンを含む部員に対し、ケージに関する安全教育を徹底する必要がある。具体的には、毎年、新入部員が加入する年度初めに、学校（教頭等の管理職）又は顧問が生徒に対して、ケージの運び方や運ぶ際の声掛け・声出しの徹底、及びケージの取扱いによっては死亡事故、重傷事故につながるおそれがあることについての内容を含む安全講習を行うべきである。また、年度当初のみならず、夏休み直前など適宜のタイミングでも野球部活動全般についての基本的な安全講習を実施して生徒への定着を図ることが必要である。指導自体は顧問が行うとしても実施を顧問任せにせず、内容・実施時期・生徒への浸透度の把握等に必ず学校側（教頭や部活動を統括する担当職員等の管理職）が関与する必要がある。

## ③ 顧問の役割分担・責任の範囲の明確化とその実効性担保

令和5年4月より顧問が3名体制となっており、各顧問の役割分担・責任の範囲が不明確であったことが本件事故発生の一要因であったことを考えると、野球技術向上のための技術指導と安全管理・マネジメントの主たる担当を明らかにした上で、部の運営について、十分協議し、連携・協働して指導するべきである。また、顧問は顧問間での役割分担や部の組織運営について年度当初に決定するとともに、その都度必要に応じて確認するべきである。

## ④ 安全管理体制の徹底

毎年度初めに、部活動顧問会議などの会議において、「札幌新陽高等学校部活動の方針」の内容及び顧問等の役割分担を再確認するほか、校長及び教頭は、女子野球部のスケジュールの内容を十分に確認し、顧問や生徒らに過度な負担ではないかを検討、顧問らに指示をする体制を徹底する必要がある。そのほか、事故事例を含むヒヤリハットについての情報共有を徹底すべきである。

## ⑤ 顧問の地位の安定

本件は、3名の顧問のうち実質的に責任者的存在であった顧問①の立場が学校との雇用関係を巡り不安定な状況にあった。また、当該顧問が、野球技術の指導のみならず、マネジメント、部員の送迎、寮生活を送る部員の病気の対応など全てを担っていた。地位が不安定なことで部員の生命・身体の安全性への配慮が手薄になったとの側面があることも否めず、学校としては、顧問の精神面に負担を与えないよう、適切な助言と共に地位の安定に留意する必要がある。

## ⑥ ケージの点検・整備の促進

学校及び顧問は、毎年、野球の練習を始める年度初めに、生徒らが練習で使用するケージなどの備品の安全性に問題がないかを点検し、安全性に問題があると判断した場合、その安全性が確保されるまで当該備品の使用を禁止し、整備する必要がある。

## (2) 高校野球を統括する連盟ないし団体に向けて

### ① 事故危険情報の共有の徹底

高校野球を統括する連盟ないし団体は、年に最低1回、指導者（特に、安全管理の役割を担う指導者）を対象に、安全教育に関する外部専門講師による講習会を実施する必要がある。

この講習会の中で、本件事故を含めたケージ転倒事故その他野球関連で発生した事故情報を共有し、その原因と対策について協議する場を設ける必要がある。

### ② 現在管理下にあるケージの安全性に関する点検・整備の促進

高校野球を統括する連盟ないし団体は、野球部のある学校その他団体を対象に、毎年、ケージの安全性に関する点検・整備を促す措置を講じる必要がある。上記⑦の講習会の場でも点検と整備を促すことはもちろんであるが、諸事情により講習会に参加できない学校や団体もある可能性があるため、年度初めなどにケージの危険性を含めた通知を出す措置を講じる必要がある。

### ③ 危険の少ないケージの購入推進、鉄製衝立型ケージへアタッチメントの取付促進

高校野球を統括する連盟ないし団体は、野球部のある学校その他団体を対象に、今後ケージを購入する学校その他団体がある場合、軽量アルミ型、蛇腹型のケージの購入を促す措置を講じる必要がある。諸事情により重量タイプのケージを購入する場合は、一直線になって転倒しないようコの字（三角形ないし台形の維持でよいが分かり易い「コの字型」を採用した）を維持して運ぶことを促す他、一直線にならないようなアタッチメントの取付を金属加工業者に依頼する措置をとるなどを促す必要がある。アタッチメントの取付については既存の鉄製衝立型ケージの使用を継続する場合についても同様である。

## (3) ケージの製造業者、販売業者に向けて

### ① ケージの取扱説明書の内容改善と交付の徹底

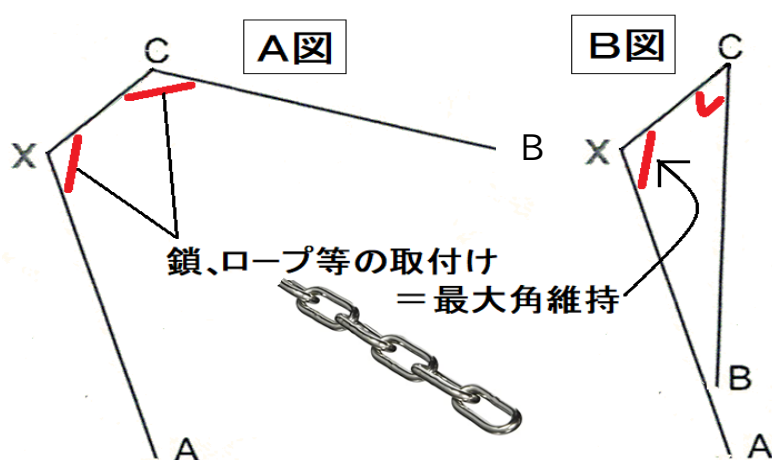
ケージの製造業者は、取扱説明書の内容に、ケージの重さ、ケージが転倒するおそれがあること、転倒した場合は死亡事故又は重傷事故につながる旨を記載すべきである。そのほか、購入者の安全管理を徹底させるため、少なくとも年に1度、安全性に不備がないか点検・整備を促すような記載を盛り込むべきである。

ケージの販売業者は、今後、ケージの購入者に対して、必ずケージの取扱説明書の交付をすべきである。

### ② ケージの形が一直線にならないような仕組みの構築

本件事故は、衝立上のケージが1枚の平面（上から見ると一直線）に近い状態となったがために転倒している。そこで、ケージの形が一直線にならず、転倒しないような構造とした上で販売すべきである。例えば、可動部に180度まで開き切らないよう鎖を付けることで実現する（下図参照。B図のC部分が閉じよう（直線になろう）としても、X部分の鎖が伸び切るとそれ以上には開かないため、B部分がXA辺にぶつかってC部分はそれ以上閉じることがなく、直線とならない）。

また、既に販売済みのケージ（取扱いによっては一直線になるタイプのケージ）については、一直線になって転倒するのを防止するためのアタッチメント（例えば、上記鎖を後付けできるもの）の製作をして提供するのが望ましい。



## 7 おわりに

高校部活動において生徒が重傷を負うという、痛ましい事故が発生し、本第三者委員会は設置された。約半年間強にわたり調査、議論を行い、以上のとおり報告をまとめているが、大切なことは、関係者が本件事故を忘れず、本件事故についての情報共有が野球に携わる者の中で徹底され、本件事故を踏まえて学校、教職員、生徒が当事者意識を持って事故のない部活動を営むことである。また、高校の野球関係者は二度と同様な事故を起こさせないという強い決意を持って各校の監督・部長を指導していかなければならない。

学校の体育・部活動の中に潜む危険は多く指摘される場所であるが、現場の教職員は新しい事故情報の収集を怠らず、絶えず危険予知の意識を高く持ち続けることが大切である。また、学校は現場の教職員任せにせず、組織的に安全体制を確立する動きを真摯に継続する必要がある。多くの人に不幸をもたらす事故は発生を防ぐ必要があり、本報告書が新陽高校にとどまらず、関係組織に適切な認識と行動をもたらすことを期待して結びとしたい。

以上